

三川町介護予防・日常生活支援総合事業について（補足事項）

基本的な事項に関しては、国の示すガイドラインおよび「三川町介護予防・日常生活支援総合事業について（冊子）」を参照してください。

*三川町ホームページに情報を載せていますので合わせてご覧ください。

トップページ⇒健康・医療⇒介護⇒三川町介護予防・日常生活総合事業について

◇総合事業の対象者

要支援1、要支援2、事業対象者（基本チェックリスト対象者）

※事業対象者の有効期間は、2年間とする。（申請日から2年後の申請月の末日まで）

◇要支援認定者の総合事業への移行

- ・更新時に要支援認定であれば、総合事業の対象者となります。
- ・非該当になった方の場合、基本チェックリストにより事業対象者となれば、総合事業のサービスを利用できます。
- ・平成29年4月1日より前に認定（要支援1、2）は受けていたがサービス未利用の方で、今年度から新たに現行相当の訪問介護および通所介護を使う場合も、総合事業のサービス利用になります。

◇総合事業の支給限度額

- ・事業対象者、要支援1・・・5,003単位
- ・要支援2・・・・・・・・・・10,473単位

※ただし、事業対象者が退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる等の場合で、町に「総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書」を提出し、それが認められた場合には、町の認める期間内において要支援2と同等の単位数を算定することができます。（要支援1の方の場合は、これに当てはまりません）

◇実施サービス

- ・平成29年4月から三川町で実施しているサービスは以下の通り。（H29.6.30現在）

（1）訪問型サービス…訪問介護（現行相当）、訪問型サービスC

（2）通所型サービス…通所介護（現行相当）、通所型サービスC

※現行相当サービスを提供する事業所について、平成29年度は「みなし指定」となります。

※みなしの有効期間は平成30年3月31日までのため、年度内に指定更新の手続きが必要になります。（様式は三川町のホームページに掲載予定です）

※通所型サービスについて、平成29年度はA型を実施しませんので、利用時間が5時間に満たない場合でも現行相当のサービスコード表を利用していただきます。

- ・その他のサービスの指定／委託等を開始する際には順次お知らせします。

◇実施サービスの利用上限について

①訪問介護（現行相当）

- ・要支援1・2、事業対象者…週1～2回程度
- ・要支援2、一時的な区分支給限度額変更が認められた事業対象者…週3回程度

②通所介護（現行相当）

- ・要支援1、事業対象者…週1回程度
- ・要支援2…週2回程度

◇実施サービスにおけるサービス提供票について

- ・現行相当サービスについて、原則として月包括単位を用います。
- ・ただし、以下の場合においては1回単位を用います。

①月のサービス提供票作成時において、利用できない日の有無を確認し、その対象区分における利用上限に満たない回数の利用になる場合。

例) ・要支援2の方が通所介護を週1回の利用とする場合

- ・受診等でサービス実施日に利用できない場合
- ・月途中からの利用開始となる場合 など

②サービス提供票作成時には月包括単位で計画したが、請求時において、利用者の急な都合等で利用実績が予定回数の1/2に満たない場合。

例) 要支援1の場合

- ・月4回利用で計画 ⇒ 急な都合等で1回または2回欠席 ⇒ 月包括単位で請求
- ・ " ⇒ 急な都合等で3回以上欠席 ⇒ 1回単位×利用回数で請求

◇ケアマネジメント費について

介護予防支援（給付）で請求（従来の予防給付の利用に関するケアマネジメント）

- ・予防給付のみ利用の場合
- ・予防給付と総合事業を合わせて使っている場合

介護予防ケアマネジメントで請求（総合事業の利用に関するケアマネジメント）

- ・総合事業のみ利用の場合

※サービスの実施、利用状況により、ケアマネジメント費の請求がその月によって変動しますのでご注意ください。

※請求については、これまで通り包括まで実績報告および請求をお願いします。

その際、それぞれの件数や請求額等についてよくご確認ください。